

知財の広場

「ピンチをチャンスに」

新型コロナウイルスは、第二波の様相を呈しています。この中で、皆さんは、新型コロナウイルス感染予防のため、三密の回避、マスクの着用、手洗いの奨励等されていると思います。

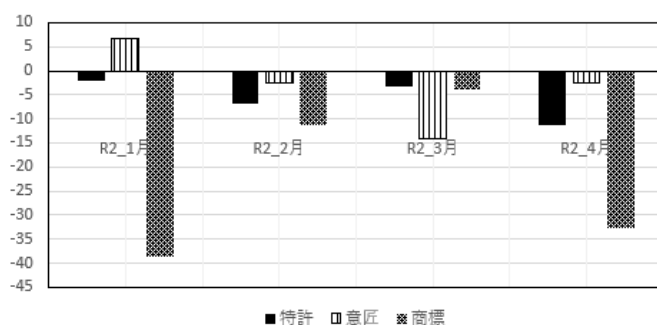
不要不急の外出の自粛、テレワークの奨励の影響のため、一側面として、公共交通機関の営業収益の下落、飲食店での食事の自粛等がなされ、景気の停滞が起っているかと思いますが、他の側面から見ると、Zoom等のWeb会議関連商品・サービスの普及、UberEatsの利用の拡大（滋賀県ではないようですが・・・）、三密回避グッズの開発普及など、新たな商品・サービスの広がりがあるのも事実です。

このような新たな商品・サービスに、もしかすると発明やネーミングなどの知的財産で保護可能なものが含まれているかもしれません。しかし、特許庁への出願件数は、下図のように前年に比べ、減少しています。

ちなみに、特許庁において「コロナ」を含む商標を確認したところ、1月～4月の間で、昨年が4件に対して、今年は75件の出願があり、新たな商品・サービスが生まれている予感がします。

5年後、10年後を見据えて、どうするか考えてみませんか？

知的財産出願件数（前年度比%）



出展：特許庁_特許出願等統計速報_令和2年4月分

もし、知的財産で自社の発明、ネーミングを守りたいとお考えの方、お困りごとがある方は、一度 INPIT 滋賀県知財総合支援窓口（TEL.077-558-3443）にご相談をお願いいたします。

有元 幸郎（知財ナビゲーター）